平成２３年（フ）第２７号
大分県別府市秋葉町４番19号　コーポシナバー303号
債務者　清末　幸司
1　決定年月日時　平成23年５月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第８９号
富山市新庄町281番地
債務者　木下　寛子
1　決定年月日時　平成23年５月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月13日まで　富山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第６６９号
名古屋市東区矢田４―27―10　ＬＵＭＩＮＯＵＳ矢田205、住民票上の住所愛知県瀬戸市上之山町２丁目171番地の72
債務者　加藤　秀和
1　決定年月日時　平成23年５月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月15日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第４９１号
熊本市小峯３丁目10番14号
債務者　濱川　　真
1　決定年月日時　平成23年５月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月20日まで　熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第２１３号
熊本市長嶺南３丁目３番43号　コーポ華103
債務者　滝谷　和彰
1　決定年月日時　平成23年５月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月20日まで　熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第２７０号
埼玉県入間市大字上藤沢536番地１　コーポいしだ102
債務者　風間　哲男
1　決定年月日時　平成23年５月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月１日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第２９３号
埼玉県ふじみ野市築地２丁目４番地18
債務者　荒井　五月
1　決定年月日時　平成23年５月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月１日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第７４７号
愛知県小牧市大字小松寺661番地12
債務者　見座垣内美香
1　決定年月日時　平成23年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月１日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第７７５号
名古屋市中川区十一番町２丁目21番地の23
債務者　森　　和洋（旧姓工藤）
1　決定年月日時　平成23年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月１日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第８９３号
愛知県尾張旭市旭ケ丘町山の手190番地　市営旭ケ丘住宅１―204
債務者　鬼頭　寛光
1　決定年月日時　平成23年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月１日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第５３６７号
大阪府門真市岸和田３丁目28番14号
債務者　ドックプラザ　パピィこと　山口伸一郎
1　決定年月日時　平成23年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月１日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８０１８号
大阪市西成区南津守４丁目１番５―525号
債務者　松尾　茂樹
1　決定年月日時　平成23年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月１日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９６５１号
大阪府池田市空港１丁目７番12号
債務者　日野　眞行
1　決定年月日時　平成23年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月１日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１０１５号
大阪市東成区大今里南１丁目８番20―605号
債務者　溝上　亜矢（旧姓小田川）
1　決定年月日時　平成23年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月１日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１０４０号
大阪府豊中市小曽根４丁目19番７号
債務者　森口　弘美
1　決定年月日時　平成23年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月１日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１２２６号
大阪府高槻市芥川町３丁目５番５―406号
債務者　中村重富子（旧姓児玉）
1　決定年月日時　平成23年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月１日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１３１９号
大阪市住吉区大領３丁目２番36号、住民票上の住所大阪市旭区新森７丁目９番21号
債務者　妹尾　泰幸
1　決定年月日時　平成23年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月１日まで　大阪地方裁判所第６民事部